



県外からU・Iターン就職し、賃貸住宅に住む若者の家賃を補助します

賃貸住宅家賃 補助制度

新潟県柏崎市 U・Iターン促進住宅支援事業補助金

【補助金額・期間】

住宅手当等を除いた**月額家賃の1/3**（上限 月額 **2万円**）を**24カ月**
（月額家賃には管理費・共益費・町内会費・駐車場料金等を含まない）

世帯に中学生以下の方がいる場合 月額**5,000円**を加算

最大で60万円
(2.5万円×24カ月)

【対象者】以下のすべてを満たす方（主なものを抜粋）

転入・居住について

- ☐ 県外から柏崎市に転入した。（転勤による転入は対象外）
- ☐ 柏崎市に住民登録をした時点の年齢が39歳以下
- ☐ 初回申請した日から3年以上定住の意思をもって柏崎市内に居住する。



賃貸住宅について

- ☐ 柏崎市内の民間賃貸住宅に居住し、賃貸住宅契約を結んでいる。
（公営住宅・社宅・事業所の寮・親族経営のものなどを除く。）

就職について

- ☐ 次のいずれかに該当する。
 - ① 転勤による配属でなく、柏崎市内の企業等に就職し、1年以上の雇用期間が見込まれる。
 - ② 個人事業主で柏崎市に定住する。
- ☐ 勤務先の人事異動等により、柏崎市外へ転出する見込みがない。
- ☐ 国家公務員または地方公務員（非常勤職員等も含む）でない。

その他

- ☐ 新潟県及び市の移住定住促進の取組（移住後のアンケート等）に協力できる。

【申請方法】以下の書類を元気発信課に提出してください。

- 1 申請書（第1号様式）※オンライン申請の場合は不要
- 2 雇用証明書（第2号様式）
- 3 賃貸住宅契約書の写し（不動産会社等と締結した賃貸住宅契約書）
- 4 賃貸住宅契約に係る費用がわかるものの写し（1か月分の家賃が確認できるもの）
- 5 【企業等に就職している場合】雇用契約書や労働条件通知書等の労働条件が分かるものの写し
- 6 【個人事業主の場合】税務署に提出した開業・廃業等届出書の写し（無い場合は、個人事業主としての準証資料）
- 7 【市内二大学卒業者の場合】卒業証明書

○マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン申請ができます。

詳細は
市ホームページ
を御覧ください



【申請期限】

- ・申請時点で柏崎市に**住民登録をした日**
 - ・柏崎市市内二大学（新潟産業大学・新潟工科大学）を**卒業した日**
- いずれか**遅い日から1年以内**

※翌年度以降は4月中に継続申請が必要

【補助金交付時期】

毎年9月と3月に家賃納入証明書等を提出（実績報告）した後、半期分がまとめて交付されます。
※月々の家賃を支払ったことを申請者自身が不動産業者等に証明を依頼し、柏崎市元気発信課に提出します。

※令和8（2026）年4月以降の補助金は、市の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。

※本紙記載の内容は予告なく、変更する場合があります。

※申請が多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。

補助金の申請・問合せは、柏崎市元気発信課 ☎0257-47-7333まで